

写

食安監発 1113 第 2 号

平成 24 年 11 月 13 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

生食用食肉を取扱う施設の要件に係る  
営業施設基準の改正状況について

生食用食肉を取扱う営業施設については、平成 23 年 9 月 12 日付け食安発 0912 第 7 号にて、生食用食肉の加工基準の実効性を確保するため、食品衛生法第 51 条に基づき、営業施設基準の改正を本年 10 月 1 日までにを行うようお願いしていたところです。

平成 24 年 10 月 11 日付け食安監発 1011 第 4 号にて、都道府県に対し営業施設基準の改正状況について調査を行った結果は別紙のとおりでしたので情報提供します。

本結果を参考に、関係条例等の改正が未定の自治体におかれましては、早期に行われるよう、引き続き対応方よろしく申し上げます。

(別紙)

## 生食用食肉取扱施設に係る施設要件の条例等の整備状況(平成24年10月末日現在)

都道府県	条例で 規定	規則等で 規定	予定なし	施行(予定)日	規定内容	
					施設基準	取扱者
北海道	○			平成24年10月施行	○	
青森県	○			平成24年7月施行	○	
岩手県		○		平成24年3月施行	○	○
宮城県		○		平成24年3月施行	○	○
秋田県	○			平成24年7月施行	○	
山形県		○		平成24年10月施行	○	
福島県	○			平成24年10月施行	○	
茨城県		○		平成24年10月施行	○	
栃木県	○			平成24年10月施行	○	
群馬県	○			平成24年10月施行	○	
埼玉県	○			平成24年4月施行	○	
千葉県	○			平成24年10月施行	○	
東京都	○			平成24年11月施行	○	
神奈川県	○	○		平成24年10月施行	○	
新潟県	○			平成25年1月施行予定	○	
富山県		○		平成24年3月施行	○	
石川県	○			平成24年7月施行	○	
福井県	○			平成24年2月施行	○	
山梨県	○			平成24年10月施行	○	
長野県	○			平成24年10月施行	○	
岐阜県	○			平成24年2月施行	○	
静岡県		○		平成24年10月施行	○	
愛知県	○			平成24年4月施行	○	
三重県	○			平成24年10月施行	○	
滋賀県	○			平成24年10月施行	○	
京都府		○		平成24年4月施行	○	○
大阪府	○			平成23年12月施行	○	○
兵庫県	○			平成24年4月施行	○	○
奈良県	○	○		平成24年4月施行	○	○
和歌山県	○			平成23年12月施行	○	
鳥取県	○	○		平成23年10月施行	○	○
島根県	○			平成24年6月施行	○	○
岡山県			○			
広島県	○			平成24年4月施行	○	
山口県	○			平成24年10月施行	○	
徳島県	○			平成24年10月施行	○	
香川県	○			平成24年10月施行	○	
愛媛県	○			平成24年10月施行	○	
高知県	○			平成24年6月施行	○	
福岡県	○			平成24年7月施行	○	
佐賀県	○			平成24年7月施行	○	
長崎県		○		平成24年4月施行	○	
熊本県	○			平成24年10月施行	○	
大分県	○			平成24年9月施行	○	
宮崎県	○			平成24年10月施行	○	
鹿児島県	○			平成24年4月施行	○	
沖縄県	○			平成24年8月施行	○	
合計	38	11	1		46	8